

2016年5月1日

内閣総理大臣 安倍晋三様
総務大臣 高市早苗様

NHK 経営委員の選任にあたっての申し入れ

NHKとメディアを語ろう・福島／NHKとメディアを考える茨城の会／NHK問題大阪連絡会／NHK問題を考える岡山の会／NHK問題を考える会・さいたま／NHKをただす所沢市民の会／NHK問題を考える会（兵庫）／NHK問題を考える東海の会／NHK問題を考える奈良の会／NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ／時を見つめる会／メディアを考える市民の会・ぎふ／NHK問題を考える堺の会／政府から独立したNHKをめざす広島会の会／「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクションセンター（VAWW RAC）／マスコミ問題を考える秋田の会／NHK問題を考える会（屋久島町）／放送を語る会／日本ジャーナリスト会議（JCJ）／NHK問題を考える滋賀連絡会／NHK全国退職者有志／アクティブ・ミュージアム『わたしの戦争と平和資料館』（w a m）／NHK問題京都連絡会／NHKを憂える運動センター・京都／靱井さん！NHK会長やめはったら受信料払います京都の会／NHKを考える福岡の会（以上26団体）

時下、貴職におかれましては各種の政務にご多用の毎日と存じます。

報道によりますと、政府は4月19日に、NHK経営委員の国会同意人事について計5名の候補者（6月19日に任期を満了する4名の委員の再任・後任と欠員中の1名の委員の補充）を衆参両院の議院運営委員会に内示したとのこと。さらに、今年の12月に3名の委員の任期が満了し、後任の委員の選任が行われることになっています。

公共放送NHKが言論・報道機関として民主主義社会に果たす重責を考えると、NHKの重要事項の議決機関であり、役員職務執行を監督する任も負う経営委員会メンバーの選任はたいへん重い意味を持っています。そこで求められるのは、選任のプロセスの公開性と視聴者・市民の意思を反映させる仕組みであり、選任基準の明確化です。

放送法は任期を終える経営委員にも再任の道を開いています。今回、任期が満了する経営委員の中には、日頃の経営委員会や視聴者と語る会の場などで視聴者の目線に立って、NHKと適正な緊張関係を保ちながら放送の自主自律のために尽力された委員がおられます。しかし、その一方で、定例の委員会に欠席が目立つ委員や、出席しても稀にしか発言しない委員も見受けられます。これら委員の報酬を負担している視聴者として、的確で適格な人選がなされたのか強い疑問を抱きます。

また、この間、任期満了で退任した委員の中にはNHKの信用を失墜させるような暴言を繰り返した人物もいました。

さらに、多くのメディア研究者やジャーナリスト、各地の市民団体の再三にわたる申し入れにもかかわらず、特定の経営委員ポストを財界人の指定席かのようにたらい回しする悪弊が続いて来ました。今回内示された5名の候補者の顔ぶれをみても、地方代表と言いつつ、実態としては財界人が多数を占め、

「教育、文化、科学、産業その他各分野……が公平に代表されることを考慮しなければならない」（放送法第31条第1項）」という規定にそぐわない選考になっています。

そして、何よりも、会長就任会見で「政府が右と言う時、左とは言わない」と公言した靱井勝人氏を会長に選任し、その後も同氏がNHKの自主・自立を省みない発言や品位を欠く発言を繰り返したのを厳正に監督しないまま今日に至った経営委員会の責任はきわめて重大です。

きたるべき経営委員の選任にあたっては、こうした失態を繰り返さない人選がされなければなりません。

そこで、私たちは今年中に行われる予定の経営委員の選任にあたって以下の4点を申し入れます。貴職におかれましては、これらの申し入れを真摯に検討され、公共放送NHKの議決・監督機関のメンバーにふさわしい見識を備えた候補者を選考されるよう、強く要望いたします。

（注：政府が経営委員候補を選考し、国会の同意を求めるという現在の制度は、メディアによって監視されるべき政治権力を担う政府がメディアとしてのNHKの議決・監督機関の人事に直接関与するという意味で重大な矛盾を抱えており、抜本的な見直しが必要と考えますが、以下では、現行の放送法を前提にして申し入れを致します。）

1. NHKが担うべきジャーナリズムとしての機能とゆたかな文化をはぐくむ役割を深く理解し、NHKを権力から自立したメディアとする砦としての役割を経営委員会が担うのにふさわしい見識を持った人物かどうかを選考の基本に据えること
2. 任期が満了する経営委員についても、各委員の任期中の言動に示された資質を上基準に照らして検証し、再任の可否を判断すること。いやしくも再任について委員ごとに恣意的な選別がされないよう、透明で公平な選考を行うこと
3. 受信料を負担し、NHKの経営を支える視聴者に候補者の公募、推薦の途を開き、政府が選考した候補者ととも透明な審議を行うこと
4. 国会での同意の採決に先立って、視聴者に公開された国会の場で各候補の所見を聴取すること

以 上